



基幹相談支援センター

特定非営利活動法人活動法人
しりべし圏域総合支援センター



きたしりべしちいきせいかつしえんきよてん
北後志地域生活支援拠点

北後志地域生活支援拠点 ガイドブック <事業者用>

余市町
仁木町
古平町
積丹町
赤井川村



地域生活支援拠点とは

「地域生活支援拠点」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成 29 年 7 月 7 日障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において示され、障がいのある方の高齢化・重度化や、いわゆる「親なき後」の生活を見据え、備えるとともに、障がい児者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において障がい児者やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的としております。居住支援のための機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、ご本人の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築するものです。

北後志地域の拠点整備

北後志地域生活支援拠点は、余市町・仁木町・古平町・積丹町・赤井川村の5町村共同の圏域での設置として、令和3年6月11日に届出され、体制整備を継続しております。

北後志圏域5町村全体の人口は令和6年2月末現在で25,900人。うち障がい者は約2,504人。自然に恵まれた地域はのどかで、食べ物も豊富、四季が楽しめる人気の観光地も多い地域ですがその一方で広範囲にわたる地域は、町村民の移動が大変な地区も多く、少子高齢化・若い世代が就職などで都会に出る、高齢者が子の世帯に移り住むなどの人口流出も多く、地区の中での助け合いもだんだんと難しくなり、地域の資源不足も課題となっております。

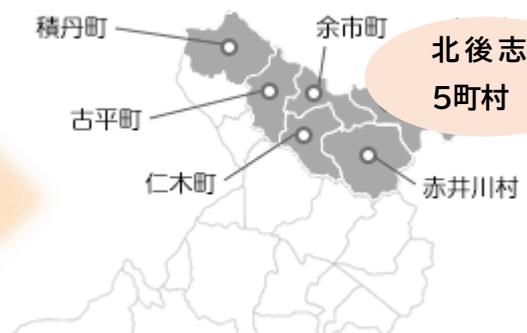
この地域の障がいのある方が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには…
障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備える体制整備が必要です。

地域で暮らし続けるために相談しやすい窓口があり、将来的な心配も軽減できる支援体制が必要です。また、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図る体制を整え、広範囲に及ぶこの地域の実情に応じた機能を創意工夫により付加することが、益々必要と考えられます。

北後志地域生活支援拠点の整備は、あらゆる社会資源をつなぐネットワークを強化し、各機関で役割を担う体制を整えること。障がいのある方が安心して暮らすために、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築をおこなっていきます。

＜相談・調整などをおこなう機能について＞
北後志地域生活支援拠点における相談機能は
○基幹相談支援センター
しりべし圏域総合支援センターに

コーディネーター機能を配置しています。



主な5つの機能

①相談機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援をおこなう機能

②緊急時の受入れ・対応

短期入所などを活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡などの必要な対応を行う機能

③体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立などにあたって、1人暮らしの体験や障がい福祉サービスの利用の体験をする機会や場を提供する機能

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や、行動障がいを有する方、高齢化などに伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤地域の体制づくり

コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築などを行う機能

緊急時前支援

緊急時に備え、将来を見据えた支援です。訪問や面談といったアセスメントをおこない、予め必要な支援の把握に努めます。障がい児・者の特性やご家庭の状況などに基づいて、緊急時の円滑な支援や、緊急に至ることを未然に防ぐための支援や支援体制づくりをおこないます。

緊急時支援

在宅の障がい児・者世帯で、介護者が事故や病気などにより一時的に介護ができない場合など緊急の事態に対応します。障がい児・者の受入施設や必要な支援員などとの連携調整をおこないます。

緊急時後支援

障がい児・者が望む生活、地域で生活していくために、相談支援専門員や関係機関、地域が連携し、必要な障がい福祉サービスの利用につなげるなどの支援をおこないます。



地域生活支援拠点等の位置づけ



≪ 事業所登録の流れ1 ≫

1 運営規程の変更

地域生活支援拠点等に位置付けられていることが必要となる加算を受けるためには、運営規程において、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられていることを明記しなければならないため、運営規程の変更(定款の変更)が必要となり、認証を受けなければなりません。

2 加算の届出

地域生活支援拠点等に位置付けられていることが必要となる加算をうけるためには、運営規程を変更した上で、加算の届出が必要となります。実際に担う機能を明記します。

→介護給付費等算定に係る届出の受理が通知されます。

提出する書類

<事業所>
 加算を受ける月の前月15日までに提出すること

- ① 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ② 変更届出書
- ③ 運営規程(変更後の写し)
- ④ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

※不明な点は、後志総合振興局社会福祉課 事業指導係 にお問い合わせください。

<計画相談支援・障害児相談支援>

- ① 変更届出書
- ② 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 運営規程(変更後の写し)

※不明な点は、各所在町村 にお問い合わせください。

例)居宅介護事業所の場合		介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表					
提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
居宅介護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアバス区分(※3)	1. III (キャリアバス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアバス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアバス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアバス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアバス要件(Ⅰ及びⅡ及びⅢ)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II	
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

《 事業所登録の流れ2 》

北後志地域生活支援拠点の登録の流れ

① 運営規程の変更・加算の届出をおこないます（前頁参考）

② 北後志地域生活支援拠点事業所登録の申請

- ① で受理された後、変更後の運営規程の写しを添付し、規定の申請書にて申請します。
（様式第1号 北後志地域生活支援拠点事業所登録申請書）

町村長より事業所登録通知が届きます。（様式第2号 北後志地域生活支援拠点事業所登録通知書）

③ 事業所情報登録シートの提出

北後志地域生活支援拠点として担う機能・内容等の提出をします。

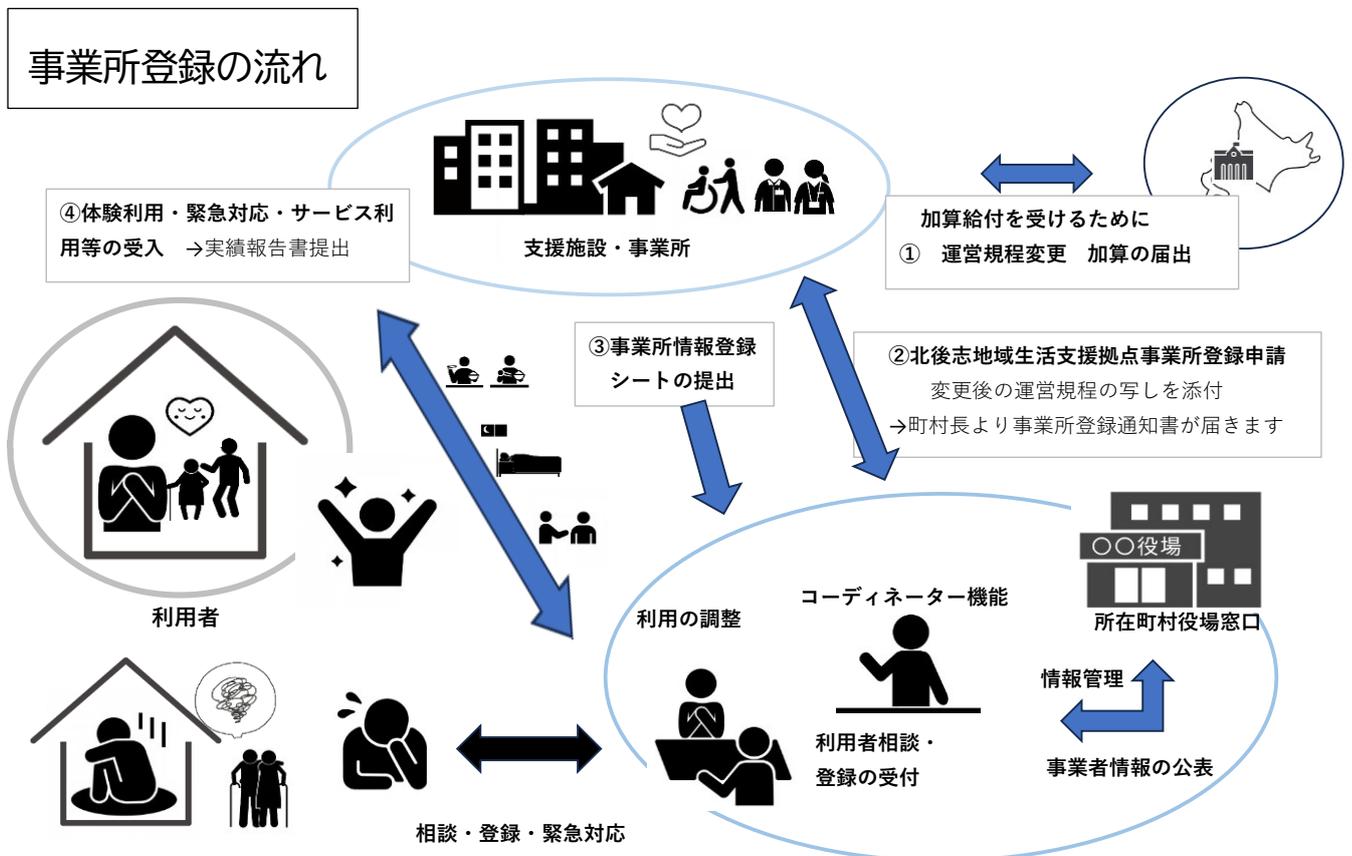
情報を管理し、ネットワーク事業として一部情報を使用させていただきます。

④ 体験利用・緊急対応・サービス利用等の受入れ

コーディネーターと連携・調整し、受入れ。

その他届出により加算該当する機能がありますので、各事業所で確認してください。

実績は町村に報告します。（様式第5号 北後志地域生活支援拠点事業実績報告書の提出）



※地域生活支援拠点にかかる運営規程の変更・加算の届出がお済みでない事業所でも、連携協力ができる場合はお申し出ください。ただし、地域生活支援拠点の位置づけとはならず加算の対象にはなりません。

また、民営賃貸住宅など民間企業の連携体制整備もおこなっていきます。

●地域生活支援拠点等の機能と対象になる加算

機能	対象となる 障害福祉サービス	対象となる加算	加算単位	内容	運営規程 の記載	届出
相談支援	計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化 加算	700単位/回 (利用者1人につき 月4回を限度)	相談支援事業所の相談支援専門員が、緊急の事態が生じた利用者などに対し、その要請に基づき、速やかに指定短期入所事業所に対して必要な情報の提供及び利用に関する調整を行った場合	要	要
体験の機会 場の提供	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A・B型 地域移行支援	体験利用支援加算	+50単位/日	障害福祉サービスの体験利用支援加算を算定する場合において、加算単位に1日につき、50単位をさらに加算する	要	要
	地域移行支援	体験宿泊加算	+50単位/日	障害福祉サービスの体験利用支援加算もしくは体験宿泊加算を算定する場合において、加算単位に1日につき、50単位をさらに加算できる	要	要
	施設入所支援	体験宿泊支援加算	120単位	指定障害者施設などに入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に変えて算定する	要	要
緊急時の受 入・対応	短期入所	緊急短期入所受入加算 地域生活支援拠点等に係る加算	+100単位/日	地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所において短期入所サービスを提供した場合、1日につき所定の単位数に100単位加算する(緊急時の受入に限らず加算となる)	要	要
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	+50単位/日	緊急時対応加算を算定する場合において、加算単位に1日につき50単位をさらに加算する	要	要
	自立生活援助	緊急時支援加算	+50単位/日	緊急時に利用者からの要請に基づき、深夜速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援をおこなった場合、加算単位に1日につき50単位をさらに加算する	要	要
	地域定着支援	緊急時支援加算	+50単位/日	緊急時に利用者からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援をおこなった場合、加算単位に1日につき50単位をさらに加算する	要	要
地域の体制 づくり	計画相談支援 障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/回	相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、北後志地域自立支援協議会に対し文書により報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として加算する	要	要

●拠点等の届出を行わなくても請求できる加算

機能	対象となる 障害福祉サービス	対象となる加算	加算単位	内容	運営規程 の記載	届出
専門的人材 の確保・ 養成	生活介護	重度障害者支援加算		強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合算定できる	—	不要
		重度障害者支援加算	7単位/日	強度行動障害者養成研修(実践研修)修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備している場合		
		重度障害者支援加算(Ⅱ)	180単位/日	強度行動障害者養成研修(実践研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施した場合。(個別加算)		
緊急時の受 入・対応	短期入所	緊急短期入所受入加算		居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に当該指定短期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあつては、14日)を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する	—	不要
		(Ⅰ)福祉型	180単位/日			
		(Ⅱ)医療型	270単位/日			
		定員超過特例加算	50単位/日	「緊急時」という局面を勘案して定員を超えて受入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算するとともに、その間は、定員強化利用減産は適用しない(緊急利用から10日を限度)		

<参考例> 施設入所支援:体験宿泊支援加算

障害者支援施設に入所中の A さん。

「施設を出て、1 人暮らしをしたい。」と希望し、「どうしたら良いですか?」「何から始めたら良いのかわからない。」と施設職員 B に相談した。

施設職員 B は、A さんの自立にむけた地域移行・体験宿泊について、C 地域移行支援事業所と連絡調整をおこなった。

障害者支援施設は地域生活支援拠点等の届出、登録をおこない位置づけられている。

障害者支援施設は体験宿泊支援加算 120 単位/日を算定できる



指定サービス費用算定基準

8の2 体験宿泊支援加算 120 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援(指定相談基準第 23 条第 1 項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注において同じ。)を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第 3 条第 2 項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

厚生労働大臣が定める施設基準

ホ 介護給付費等単位数表第 9 の 8 の 2 の体験宿泊支援加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準 第六号チの規定を準用する。

第六号 チ 介護給付費等単位数表第 6 の 13 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4 の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること

《障害福祉サービスの体験利用支援加算とは》

体験利用を受け入れた事業所ではなく、「体験利用する利用者が利用中の事業所」が算定できる加算です。

指定障害者支援施設である就労移行・継続支援事業所の利用者が、地域移行支援を通じて他の障害福祉サービスを体験利用した際に、その体験利用に関する支援への加算を 15 日以内に限り算定できます。他のサービスを受けているので基本報酬は算定できません

体験利用に関する支援への加算は、利用者が体験利用をしただけでなく以下 1～3 のいずれかの支援が必要です。

- 1) 体験利用の日に昼の時間帯で別途訓練などを実施
- 2) 体験利用に関する相談援助を実施
- 3) 体験利用先の事業所との事前調整や連絡、情報共有、体験利用を踏まえた今後の方針の協議

<体験利用支援加算の単位数>

初日～5 日目

500 単位×該当する利用者の数×該当日数

※ 地域生活支援拠点などの場合は+50 単位

6～15 日目

250 単位×該当する利用者の数×該当日数

※ 地域生活支援拠点などの場合は+50 単位

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位

注

1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(機能訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

北後志地域生活支援拠点

お問い合わせ	住 所	電話番号
余市町 民生部福祉課福祉係	余市町朝日町26番地	0135-21-2120
仁木町 福祉課おもいやり係	仁木町西町1丁目36-1	0135-32-2514
古平町 町民課社会福祉係	古平町大字浜町50番地	0135-48-9838
積丹町 住民福祉課	積丹町大字美国町字船濶48番地5	0135-44-2113
赤井川村 保健福祉課福祉係	赤井川村字赤井川318-1	0135-35-2050
運営規程の変更・加算の届出などの問い合わせ		
後志総合振興局保健環境部 社会福祉課 事業指導係	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎	0136-23-1936
基幹相談支援センター		
特定非営利活動法人しりべし圏 域総合支援センター	余市町黒川町10-3-8	0135-48-5900

北後志地域生活支援拠点の事業所登録などは町村または基幹相談支援センターにお問い合わせください。

《北後志地域自立支援協議会 事務局》

- ・特定非営利活動法人 しりべし圏域総合支援センター
- ・住 所:〒046-0003 北海道余市郡余市町黒川町 10 丁目 3-8
- ・電 話:0135-48-5900
- ・FAX:0135-48-5901
- ・メール:shiribeshi.soudan@song.ocn.ne.jp

2024.3.21 初版第1刷発行